

令和元年8月1日

まちづくり委員会資料

陳情第6号

歩道のグレーチング蓋の溝幅と側溝蓋の穴
に関する陳情

建設緑政局

陳情第6号 歩道のグレーチング蓋の溝幅と側溝蓋の穴に関する陳情

1 陳情の要旨

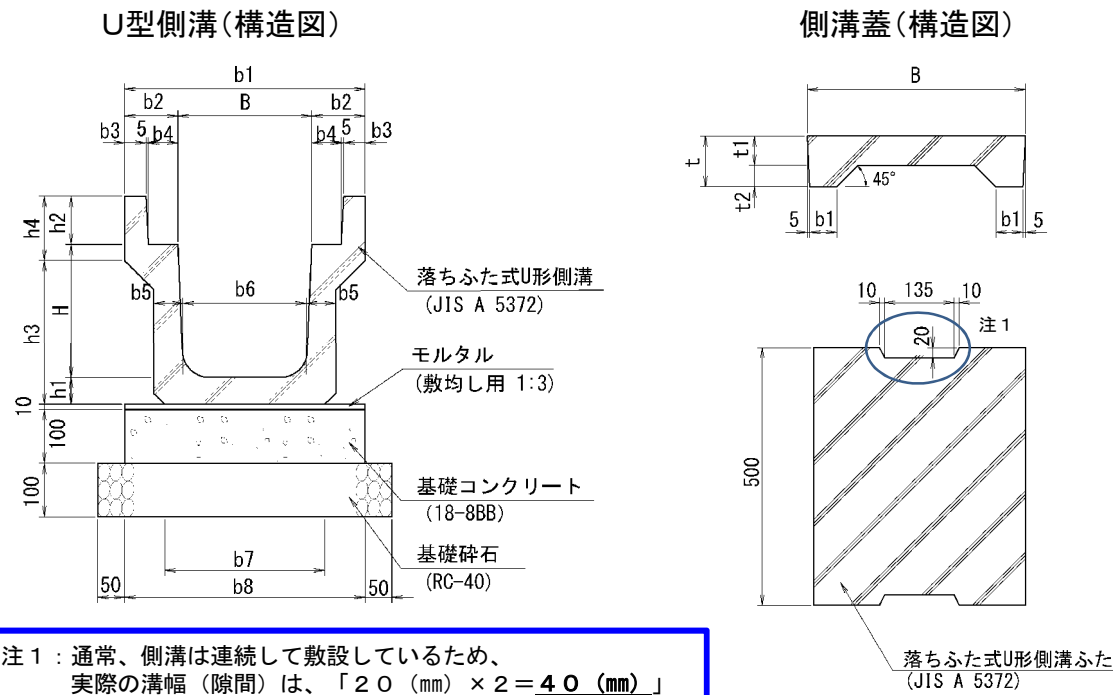
陳情要旨①：歩道のグレーチング蓋の溝幅と側溝の穴に関して、「10mm」以下にしないと、最近が高齢化で杖を使用する人が多くなり、溝幅の広いものは、杖が入り込み危険な状態となっている。

このため、「10mm」以下にするよう条例化してほしい。

陳情要旨②：早急に、幅の広い所には、応急措置をして改善してほしい。

2 側溝およびグレーチング蓋の仕様

◆側溝



注1：通常、側溝は連続して敷設しているため、実際の溝幅（隙間）は、「20 (mm) × 2 = 40 (mm)」

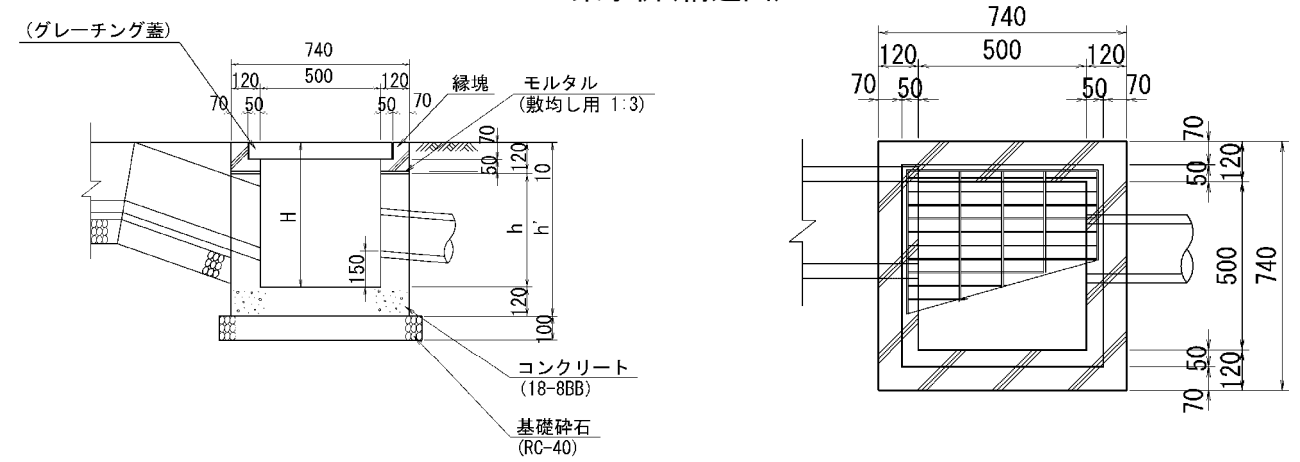
側溝の溝穴を埋めるカバー（使用状況）



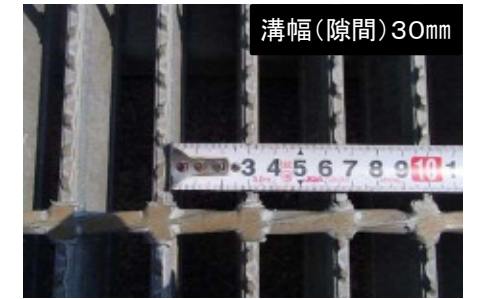
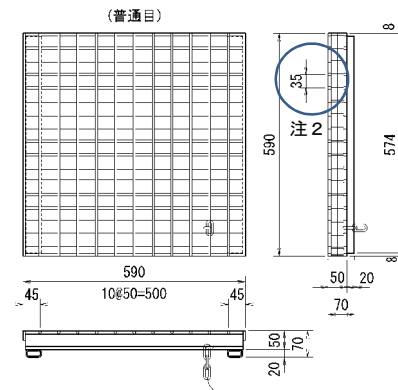
➤ 歩行者の通行状況等に応じて、溝穴を埋めるカバーを設置

◆集水枳

集水枳（構造図）

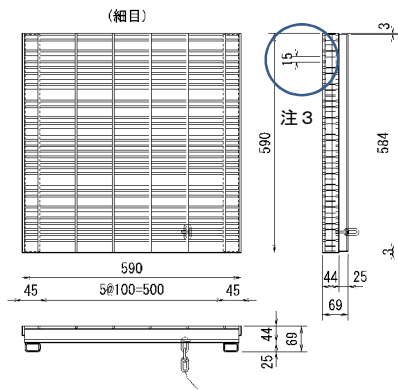


グレーチング蓋（普通目タイプ）



注2：表記は、「35 (mm)」だが、部材の芯間の数値であるため、実際の溝幅（隙間）は、「30 (mm)」

グレーチング蓋（細目タイプ）



注3：表記は、「15 (mm)」だが、部材の芯間の数値であるため、実際の溝幅（隙間）は、「10 (mm)」

➤ 現場状況に応じて、グレーチング蓋の使い分けをしている

- ・車道：路面排水機能の確保を重視し、普通目タイプ（溝幅30mm）を使用
- ・歩道：歩行者の通行状況等に応じて、細目タイプ（溝幅10mm）を使用

陳情第6号 歩道のグレーチング蓋の溝幅と側溝蓋の穴に関する陳情

3 関連する法律および条例

【国土交通省制定】

『高齢者、障害者等の移動等の

円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）』

（道路管理者の基準適合義務等）

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

➤ 法律第10条第2項に基づき、

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第106号）」で定める基準を参酌して、本市が管理する県道及び市道に係る必要な基準を市条例として制定

【川崎市制定】

『川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造

の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第88号）』

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（舗装等）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等の排水溝（横断歩道に接続する排水溝を含む。）には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

4 本市の考え方

陳情要旨①：

- ・歩道のグレーチング蓋については、原則、新設および改築にあたっては、本市条例で定められた基準に基づき、「つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋」として、溝幅10mmの細目タイプを使用している。
- ・車道のグレーチング蓋については、路面排水機能の確保を重視し、普通目タイプ（溝幅30mm）を使用している。
- ・側溝蓋の穴については、維持管理上、必要な構造であるが、歩行者の通行状況等に応じて、溝穴を埋めるカバーを設置している。

陳情要旨②：

- ・既設のグレーチング蓋などの改善要望があった場合には、現場状況や歩行者の通行状況等を踏まえ、適切な処置を講じる。